

別表 1 (第 4 条関係)

1 学用品購入等助成金

世帯類型	内容	区分	給付額
市民税非課税世帯	高等学校等での修学に必要な経費	第 3 条第 1 項第 1 号に規定する高等学校等 (区分を問わない。)	144,000円

2 入学支度金

世帯類型	内容	区分	給付額	
生活保護受給世帯	私立の高等学校等 (通信制及び専修学校高等課程を除く。)への入学に必要な経費	私立 全日制	110,000円	
		私立 定時制	69,000円	
市民税非課税世帯	高等学校等への入学に必要な経費	国公立 (通信制を除く。)		63,000円
		私立	全日制	178,000円
			定時制	137,000円
		通信制		45,000円

注 高等学校等の昼間定時制課程については全日制として、専修学校の高等課程については通信制として取り扱う。